

第3回 石狩市総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成29年2月8日(水) 13:00 ~ 14:10
 2. 場 所 石狩市役所3階 庁議室
 3. 出席者 6名(全員)

総合教育会議構成メンバー

役 職	氏 名
石狩市長	田岡 克介
教育委員(教育長職務代理者)	門馬 富士子
教育委員	松尾 拓也
教育委員	山本 由美子
教育委員	永山 隆繁
教育長	鎌田 英暢

4. 事務局等 事務局

部 局	役職	氏 名
企画経済部	部長	小鷹 雅晴
企画経済部政策担当	参事	佐々木 一真
	主査	柿崎 恵一
	主任	中川 陽子
	主任	國京 貴久

出席職員

部 局	役職	氏 名
生涯学習部	部長	佐々木 隆哉
	次長(教育指導担当)	松井 卓
	次長(社会教育担当)	東 信也
	参事(指導担当)	濱本 賢一
生涯学習部総務企画課	課長	安崎 克仁
	主幹	松永 実
	主査	古屋 昇一
生涯学習部学校教育課	課長	菅原 崇喜
教育支援センター	センター長	開発 克久
	特別支援教育担当課長	森 朋代
保健福祉部	部長	三国 義達
保健福祉部福祉総務課	課長	池田 幸夫
保健福祉部子ども政策課	課長	伊藤 学志
保健福祉部こども相談センター	センター長	上ヶ嶋 浩幸
保健福祉部子ども政策課	主査	青木 宏美

5. 協議事項

- ① 開 会
- ② 子どもの総合支援に係る所得等調査の概要
- ③ 市政執行方針案について
- ④ 教育行政執行方針案について
- ⑤ 平成 29 年度教育・子ども関連予算について
- ⑥ その他
- ⑦ 閉 会

6. 協議内容の記録（経過、質疑・意見）

（開 会）

【事 務 局】・配布資料の確認

・本日の会議については、「石狩市総合教育会議会則」第4条第1項但し書きに基づき非公開とする。

理由：協議事項において、個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合、あるいは次年度事業の具体的な補助金額や対象の選定等、意思決定前に情報を公開することで公益を害する場合などは非公開とすることができるものとしている。

本日の協議事項においては、子どもの総合支援に係る所得等調査の概要や執行方針案、平成 29 年度教育・子ども関連予算案を予定しており、これらはまだ議会等含め説明が済んでいないため、本日時点では内容等の公表を差し控えたいと考え、非公開にすることとした。

・議事録については作成した後、ホームページにて公表する。

【保健福祉部】 資料 1。子どもの総合支援に係る所得等調査の概要について。

本調査の目的は、本市の子育て世帯（17 歳以下の世帯員を含む世帯）の所得状況等について統計的に調査を行うことにより、本市の傾向を把握するとともに、子どもの総合支援の取り組み等を検討するための参考とするため実施したもの。

抽出・加工データは、各基準日における住民基本台帳データ、税データ、各種手当情報に任意の番号を振り、世帯ごとに関連付けを行い、下記の①番から⑨番までの項目で抽出した。

この分析の中で必要となるのが可処分所得。この算出については、下段、四角で囲まれている部分、各所得データに各種手当等公的給付を足し合わせ、そこから社会保険料・税等を控除した、いわゆる手取り収入を算出している。

この資料の最後に、国が貧困率を出した時の資料を参考につけている。

2 ページ目の分析結果について。先程の手順に基づき抽出調査を行った。本市の対象世帯等は 5,329 世帯、世帯人員は 20,138 人で、この内 17 歳以下の世帯員は 9,293 人。国が定める子どもの貧困率を算出するため、OECD、国が使っている定義に準拠して計算を行った。

まず初めに所得中央値を算出するため、1 世帯当たりの世帯人員を勘案した「等価可処分所得」を算出。この等価可処分所得は、先程の世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って算出する。例えば 600 万円の可処分所得で 2 人世帯の場合はルート 2、つまり 1.4 で割り返して、1 人あたりの等価可処分所得は 428 万円というような考え方になる。これにより算出した等価可処分所得の世帯員を小さい順番に順次並べ、ちょうど真ん中の順位にあたる世帯員の等価可処分所得が所得中央値になる。本調査ではこの真ん中の順位が 10,069 番目にあたり、この額 2,307,702 円が本市の所得中央値になる。

次に貧困線はそのちょうど半分の値になるため、割り返して 1,153,851 円となり、この貧困線以下には 2,305 人の世帯員がいることがわかった。うち子どもの数は 1,209 人となった。

なお、本市調査データには、例えば老人だけの世帯など、子どものいない世帯を含んでいないため、国が出している市全体の相対的貧困率は算出していない。子育て世帯における相対的貧困率という形で算出している。この結果、子育て世帯の相対的貧困率は、つまり貧困線以下に含まれる世帯員を全部の世帯員で割り返したところ 11.4% となった。

次に子どもの貧困率については、同じ考えで貧困線以下に含まれる子どもの人数を、すべての子どもの人数で割り返したところ 13.0% となり、平成 25 年国調査の 16.3% を下回る結果となった。

なお、参考として、子どもの貧困率を、平成 25 年調査の国の貧困線である 122 万円を基準に算出した場合では、14.5% となり、さらにこの国調査は平成 24 年のデータを基にしているため、それ以降の消費者物価指数の変動を考慮して算出したところ、貧困線が 126 万円まで上昇し、これで測定すると、15.2% となる。沖縄県がこのやり方をしており、2015 年この手法による調査において、126 万円という貧困線で測定したところ、29.9% という報告がされている。

もう 1 つの見方として、本サンプル中の生活保護受給世帯の等価可処分所得の平均値を、いわゆる最低生活費と仮定し、このラインで比較したところ、子どもの貧困率は 20.0% となった。これは山形大学の論文報告で行われている手法で、都道府県別の子どもの貧困値を算出したときに、2012 年のデータで北海道の子どもの貧困率 19.7% という報告をしている。

次に3ページ。世帯構成別で大人2人以上の世帯と大人1人のみの世帯で調査をした。

ここで大人2人以上の世帯とは、18歳以上の世帯員が2人以上含まれる世帯とし、大人1人世帯とは18歳以上の世帯員が1人のみの世帯としている。このため大人2人以上の世帯でも3世代同居の場合も想定され、大人1人世帯では単身赴任世帯の場合があるということを留意しなければならない。

図1のグラフは、大人2人以上の世帯の貧困率を示しており7.7%が貧困線を下回る中にあるということがわかる。

隣の図2は大人1人世帯で、ここでは42.4%と、比較すると高くなっている。

それぞれの世帯構成別の子どもの貧困率は、大人2人以上の世帯では7.9%、大人1人世帯では44.7%と、大人1人世帯で高くなっていることがわかる。

図3の円グラフは貧困線下に含まれる世帯数の内訳を示したもの。今説明したとおり、大人2人以上の世帯と大人1人世帯を割合で比較すると、大人2人以上の世帯が少なく見えるが、基本的には大人2人以上の世帯は母数が大きいため、これを実数で比較すると、図3のように大人1人世帯も大人2人世帯もほぼ同じ程度の数が貧困線以下に含まれていることがわかってくる。

4ページは所得階層別の状況をまとめたもの。図の4は子育て世帯の所得階層別の割合を示している。ここでは、世帯の中で最も所得の高い世帯員の所得をその世帯の所得として統計を行った。これによると、300万円以上400万円未満が26.6%と最も高く、次いで400万円以上500万円未満が多く、両者合わせるとだいたい半数を占めている。一方、200万円未満の世帯員が1割ほどいるということがわかる。

次に5ページは、さらに大人2人以上の世帯と大人1人の世帯の割合を示したもの。図5、大人2人以上の世帯は、先程説明した子育て世帯全体の部分と、傾向として大差はない。

図6、大人1人世帯では、比較すると100万円以上200万円未満が全体の3割以上を占めており、100万円未満でも2割近くを占めていることがわかる。

さらに4ページ目に戻って頂きたい。中央のほうに子どものいる世帯の所得の平均値をまとめている。これを見ても大人1人世帯の平均所得は大人2人以上の世帯の半分以下となっていることがわかる。この子育て世帯の平均所得については、基本的には税データを活用しているため、非課税所得と言われるもの、つまり遺族障害年金、養育費、仕送り等は含まれていないことにも留意しなければならない。

6 ページの図 7 は、子どもの年齢構成別での世帯所得を比較したもので、これによると就学前の児童のいる世帯の平均所得が最も低く、成長に合わせて増えている傾向にある。

最後に全体のまとめとして 1 点目、本市の貧困線は国調査結果とは大きな相違は見られなかった。なお本市のデータは 27 年のものを、国調査データは 24 年のものを使用しているが、今年国の最新の調査結果が報告される予定であり、これとの比較、判断が必要だと考えている。

次に 2 点目、本市の子どもの貧困率は 13.0% であるが、国調査の結果と比較すると概ね同様の傾向と言えるのではないかと。

3 点目、本市調査では相対的貧困率は算出していないが、子育て世帯の相対的貧困率が国調査の相対的貧困率と比較して低めに算出されたことについては、以下に考察をまとめているので後ほどご覧いただきたい。

7 ページの 4 点目。世帯所得の状況では、大人 2 人以上の世帯で 300 万円から 400 万円未満の階層が最も多く、このラインが今後支援等を考えていく上でのひとつの目安になるのではないかと考えられる。

次に大人 1 人世帯では、大人 2 人以上の世帯の半分以下の所得水準にあり、厳しい状況に置かれてることが想定されることから、引き続き総合的な支援対策を考えていく必要があると考える。

また子どもの年齢構成別の結果から、特に就学前の子どもを持つ保護者には若年層が多い傾向にあり、就労収入も比較的低いことが想定される。その後勤続年数による賃金の上昇や、共働き収入などによって世帯所得が増えていることが考えられるが、子どもの成長に伴い進学費用など増える支出もあることから、そういったものも総合的に判断していく必要がある。

5 点目。世帯構成別では大人 1 人世帯で子どもの貧困率は 44.7% と高い結果となった。貧困線以下に含まれる世帯数で見ると、大人 2 人以上の世帯は、ほぼ同じ割合で含まれていることから、この結果を参考に対象の範囲を再度考えていく必要がある。

最後に本調査結果は、あくまでひとつの傾向として捉え、本市の子ども総合支援対策、子育て支援対策の施策を講じて行く上では、他の指標やニーズ調査等々あわせて総合的に判断していくことが必要であると考えている。なお今説明した本調査の内容については、来週 13 日の厚生常任委員会でも報告させていただく予定となっている。

【教育委員】 図 4 のところで、「世帯の中で可処分所得が最も高い世帯員の所得をその世帯の可処分所得として統計を行った」とあるが、これは今回の数字全部のことか。

【保健福祉部】 この部分だけ。

【教育委員】 では共働きなどの場合には、所得が合算されたものが他のところには反映されているということで理解する。

【市長】 この数字の位置づけや、これが何をもたらすのかを説明したほうがいいのではないか。データの説明はだいたい今のような話だが、これが政策反映の基になるのか、全国の自治体がこういったものをベースにやるのか、このデータは単に数字を求めるためにやったのかというところを。

【事務局】 これはひとつの指標として捉え、他の要因も多分たくさんあるので、それらを総合的に考えて政策を打つのが一番よいと思う。これだけを捉えてこのデータの低いところに必ずしもターゲットを当てただけでいいというわけではない。

【市長】 これが一人歩きして読み方を間違えると、非常にショッキングな数字になる。それから、どこの自治体も出しているわけではなくて、非常に先行的に出すという意味で、一般的な6人に1人の子どもが貧困だという全体のイメージはみんな持っているが、では石狩はどうなんだということ。先程の説明で、これからの政策のラインが300万円から400万円の世帯とあったが、なぜ100万円ではないのかという単純な疑問がある。そういう問題が実は極めてあいまいな説明しか出来ないところで、これをどう読みきるかということがこれからの問題。簡単に言うと極端な貧困層は生活保護やいろいろな方法で支援を受けるが、他の制度で支援を受けているところにさらに支援するよりは、実際に困った層、むしろそちらの層のほうが他の支援が全然受けられないのではないか。それから最新の国の調査報告に伴う補正について触れていたが、このようにしてやると比較の仕方が非常に難しい。A対Bという言い方でなくて、少し違いがあって補正をかけながら説明をしているので。今説明を聞いて石狩市の貧困の中央値や、貧困とはなんぞやということが全部資料に記載されているが、この内容はこれから当然政策の切り符にしていく動機付けには間違いなくなるわけだが、今日このあと説明のある執行方針案は、この調査データができる前に書き始めたもので、結果を反映していない。案ではいわゆる一般的な高齢少子社会という捉え方で書き出したが、新年度施策はかなりこれを反映したものになってきている。この数字を前提に色濃く出した政策展開にするか、それとも一般論的な言い

方にするかというところがまだしっかり書ききれておらず、今日はメニューだけで、祝詞の部分は示せなかった。

【教育委員】 今日数字を見せていただき、所得の状況はわかった。ここで見えてくるものに対して生活的な部分でどういうものを手当てするかということだと思うが、もう1つ考えなければならないのは、置かれている環境の質、暮らしの質を考えてみるときに、どこの部分をターゲットに当てていくかということが、なかなか難しいという気がする。

【市長】 これは基本的に制度設計には使えるが、質とか個人の差というところまで使えない。制度設計としてやるものと、こちら側から出向く問題対策の件とはそもそも異なる扱いのもので、この線に該当したら全員対象という話と、あなたの家庭の問題は特別だというのとはまた少し違う。市は現に今年度からアウトリーチという方式で進めてきている。

【教育委員】 結局ここでこのように出てくる方々は、みんなアウトリーチが必要かということ、それはまた個別でいろいろな状況があるということ。

【市長】 とにかく1回べたづけでやるということが必要。個別の問題もあるが。

【事務局】 資料2、平成29年度の市政執行方針の概要について。

資料は事前配布しているので、詳細な説明は省略させていただくが、教育や子ども子育てに関連する主な内容を記載している。また、執行方針については、原案の段階にあり内部調整が済んでいないため、今後変更があることをご了解いただきたい。

平成29年度の市政執行方針は、3つの柱を重点としている。本日の会議では、このうち子ども子育てに関連する部分として、第1の柱「石狩の未来を担う子どもを育てる環境の充実」をお示ししている。

最初に「組織横断的な支援体制の確立」では、市長部局と教育委員会部局のみならず、市長部局内においても、今まで以上に部の垣根を越え組織横断的に事業に取り組むことについて触れている。

「子どもの居場所づくり」については、他世代と交流ができる子どもの居場所づくりの提供や、先ほど子どもの所得等調査についても説明があったが、潜在的な貧困層に対する対応の強化、支援を進めることについて触れている。

「心身ともに健やかな成長を促す取り組み」としては、放課後体育館などを利用した体力向上の取組や、あいぽーと前に新たな公園を整備することについて触れている。

2 ページ目。「仕事と子育ての両立を支援する取組」として、結婚、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制の強化や、窓口・相談体制の充実といった包括的な支援体制の強化、放課後児童クラブの増設について触れている。

「若者世代の経済的負担の軽減」については、空き家の解消をキーワードに、子どもを持つ世代が中古物件を購入する場合、合計で最大 100 万円の助成を行うなど、住環境の確保について触れている。

資料の 3 ページ目からは、第 2 の柱として「いしかりの成長を促す基盤づくり」、第 3 の柱として「誰もが健康的で安心して暮らせる地域社会の実現」を記載しているが、それぞれ、産業振興にかかる取組や、道の駅や新港を基点としたまちづくり、さらには地域資源の利活用について触れている。第 3 の柱では、健康寿命の延伸、新年度から始まる介護予防・日常生活支援総合事業のほか、手話の推進や消費者センターの開設などについて触れる予定となっている。

【教育委員会】 教育委員会は、教育プランに基づいて 3 つの柱で構成している。第 1 の柱は、自ら学ぶ意欲を育てる教育。一つ目に確かな学力を育む教育ということで、これまでの指導に関して引き続き拡充していく部分や、新たに出てきた課題に対して取り組む部分について記載している。「学校力向上に関する総合実践事業」はこれまでも取り組んでおり、引き続き市内小中学校の普及に努める。

次に「校務支援システム」については、教員が子どもたちに向き合う時間を確保するというので、引き続き学校を決めながら拡充していく。

全国学力学習状況調査結果を踏まえ、課題を焦点化、指導過程を見直していく部分、それに付随して人的支援ということでエキスパート・サポーターの増員や学力向上サポーターの活用という部分も取り上げている。1 ページの最後には、平成 32 年度から 5、6 年生の外国語活動が教科化されるということで、小学校低学年から前倒しして子どもたちに外国語に触れてもらうため、今年度指導案を作成して学校に配布し来年度指導に当たっていく予定。

2 ページ。子どもの総合支援については、後ほど教育支援センターから説明があるが、新たに臨床心理士を配置して困難に直面している子どもに関する困り感の解消に取り組む体制を充実していく。

- ・ 特別支援教育については、個別の指導計画を立てながら、特別支援教育支援員の増員を図り、特別支援教育の充実に向けて取り組む。加えてボランティアの研修についても支援の輪が広がるよう努める。
- ・ 次に安心・安全でより良い教育環境整備の推進ということで、厚田地区の統合、石狩・八幡の統合について触れる予定。昨日石狩・八幡の最

終的な説明会をさせていただいた。20名の出席があり概ね地域からはご理解をいただいたと受けとめている。3ページ下段以降の第2の柱、次ページの第3の柱では、思いやりと豊かな心・健やかな体を育む教育、生涯学習の関係において骨子案だがこのような形で盛り込んでいくという部分で記載をしている。

【教育委員】 確認だが、市政執行方針のことについて、私たちが何か言えることはあるのか。

【事務局】 教育関係にかかわるもので差がある部分や、考え方が違うのではないかとすることがあれば。ある程度調整はしているが、そのようなご意見をいただければと思う。

【市長】 市長や教育長がある程度言う、特別な意志をみせるところまではみなさんにお諮りする訳ではないが、傾向としてはこういう政策の方針で行くというようなことについてはご意見をお聞きしながら反映させるという形になる。

【事務局】 今回のご意見他お気づきの点などあれば、今週中にご連絡いただければと思う。

【事務局】 本日配布した資料4について。

一般会計全体として、平成29年度の歳出予算は、265億4,000万円となり、28年度と比較して31億6,000万円の減、率にして10.6%の減。昨年度計上していた学校給食センターの建設事業や土地開発公社の解散に伴う経費といった特殊要素を除いた場合は、実質7億1千万円の増、率にして2.8%の増という結果。

①教育費は、予算額19億8,000万円。増加要因としては、厚田小学校のプール整備費、学校給食センターの管理運営費などを、減少要因としては学校給食センター本体工事費などにより、相対で対前年度比17億8,000万円の減、率にして47.3%減となっている。

福祉関係予算②民生費では、予算額92億。前年度より1億8,000万円の増、率にして2.0%の増となっている。

この②民生費のうち、子ども関連の予算となる③児童福祉費については、特定教育・保育等給付費負担金の計上などにより、1億2,000万円の増、率にして4.0%の増。

結果、①教育費と③児童福祉費を合算した「教育・子ども関連予算」では、予算額52億2,000万円となり、昨年度と比較して、16億6,000

万円の減、率にして 24.1%の減となるが、給食センターの整備事業費を除くと、昨年度と比較して 2 億 4,000 万円の増、率にして 4.8%の増となっている。

その他資料には掲載されていないが、教育費・民生費以外にも、総務費では子育て世帯の定住支援事業を、また衛生費では子育て世代包括支援事業にそれぞれ予算を計上するなど、平成 29 年度予算では財源ベースはもとより、施策事業メニューにおいても、教育・子ども関連施策予算の重点化を図ったところ。

その概要については、次のページから「平成 29 年度 主な教育・子ども関連施策事業の概要」としてお示ししている。

教育大綱では 8 つの方針を掲げており、そのうち関連する 4 つの方針ごとに主要な事業を振り分けている。

各事業の細かな説明は省略するが、平成 29 年度における新規事業と拡充した事業について説明させていただく。

「すべての子どもたちが等しく学べる環境の充実」については、新規事業として「子どもの居場所づくり推進事業」を、拡充事業として「中学校要保護・準要保護児童生徒就学援助事業」としてクラブ活動費について、あらたに支給を行うとともに新入学生徒学用品費について給付額の増額改定を行う。

次ページ「子ども・子育て支援」。新規事業として妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括ケア体制を強化する「子育て世代包括支援事業」を、拡充事業として市内に新たに 2 つの児童クラブを開設する「放課後児童クラブの量的・質的充実」、新規事業として新婚世帯の移住を促進する「結婚新生活支援事業」を、拡充事業として子育て世代が中古住宅を購入した場合に最大で 100 万円を助成する「空家活用促進事業」、同じく拡充事業として、保育料の無償範囲をこれまでの第 3 子以降からを就学前までの第 2 子から適用させるなど、多子世帯への支援として「保育料軽減事業」を実施する。

次ページ「心身の健やかな成長を促す取り組み」については、新規事業として「放課後すこやかスポーツ教室」の実施や「あいぼーと前公園の整備」を行うほか、拡充事業として学校図書「蔵書充実事業」を行う。

最後に「特色ある学校づくり」として、いずれも新規事業「義務教育学校施設整備事業」として厚田統合校の整備と「厚田区学校プール建設事業」を実施することとしている。

【事務局】 予算の全体像から、細かい新規事業・拡充事業・継続事業と説明があったが、ご意見、ご質問などあればお願いしたい。

なお、今後、若干数字が前後するものもある。

【事務局】 空き家対策については、去年、中古住宅を買うと 25 万円、市内業者のリフォームを行うとさらに 25 万円、計 50 万円の補助という部分の拡充として、若者が入ってきたときには 25 万円、市内就労をした場合にはさらに 25 万円、最大 100 万円を助成するという部分で拡充される。

【市長】 これは従業員がいないということで、いわゆる労働年齢人口を増やそうということと、石狩で失われていく空き家の資産に目を向けて、居場所というか生活する場所を若者向けに何とか支援していきたいということ、リフォームによる市内業者への経済的影響、それから従業員・人材・働き手を確保したい、そして石狩市で子どもを産んで育てて欲しいということの総合なので、建設部から福祉部までのトータルの事業になっている。縦切りの効果ではなく横断的に予算を組ませていただいた。

【事務局】 移住定住促進事業ということで、入り口自体は確かに空き家の利活用だが、根元にあるのは定住移住・雇用・子育て対策ということで、そうした事業としている。

【教育委員】 それは前からやっている事業なのか。そのアピールはどういう媒体でやっているのか。

【事務局】 広報や、明日の市長の予算記者発表、その他、従業員として抱えているのはやはり新港地区なので、新港地区へのPRもあわせて考えている。また、札幌は商工会議所との付き合いもあるので、その辺も含めて行っていきたい。

【教育委員】 実際にそういうニーズに接する業者がこの制度をよく知っていて、活用していただくというのが大事だと思う。不動産、住宅関連の会社など、まず相談するのはそういうところなので。

【市長】 今の若いお母さんは結構ホームページを見たりして細かく情報を集めて比較検討している。よく調べている。

【事務局】 去年もあつという間に予算がなくなり補正を組んだ。

【市長】 子育てに関係なく、いわゆる空き家対策としてのリフォームだけだったのが、今年はそこに若い人に住んでいただくということで。

【事務局】 全体では去年補正もあわせて1,000万円くらいだったのを、今年は当初から2,000万円にした。

【市長】 どのくらいくるか。あつという間にくるか。

【教育委員】 すぐ使い切ってうれしい悲鳴があがるといい。

【事務局】 どれくらい加算されるケースがあるか。4カ層くらいで加算できるので。2つくらい合わさる方は結構いるが、4つとも合わさる方はそんなにいないだろうと思う。

【市長】 去年は何件？

【事務局】 21件。

【事務局】 去年は加算分がなく、市内市外に関わらずリフォームと市内業者の2つのパターンであった。今回は市外からだとか算される。それとあわせて移住対策としては、国の施策で去年は18万円だった結婚支援が、29年度から24万円に拡充される部分があるのだが、それも今回国の制度にあわせて行う予定。

【事務局】 結婚祝い金ではなく、結婚に伴う引越し費用などを助成する。

【保健福祉部】 事業メニューの中で、保育料の軽減事業というのがある。先程話にあったように、今回の調査の中で、何点か気になったことの1つが、就学前の部分の所得が非常にきつい状態になるということ。このあたりは就学援助がないということもあり、まともにそこにいってしまう。国が多子世帯の支援という方法で、さらには札幌市や道も今回補助制度をつくらうという動きがある。ただ道の補助制度に乗ったときに、我々が求めるものと若干違うのは、道はあくまで3歳未満までで、就学前ではない。360万円未満と、それとは別に所得階層を増やした部分も別途用意しており、いわゆる全体的な多子・少子化対策としての議論が強い。経済的な困窮から子育てが非常にしづらいということにスポットを当てようと思うと、そのためには市の単独をかませないとだめだということになり、このたび我々としては独自で就学前の第2子全部対象とするという形でスタートを切ろうと思っている。若干市の単費はでるが、必要とするところはそういうところであり、今回道の補助事業も活用でき

る。学校に入るまで全部、幼稚園年長も含めてという形で。実際3歳未満までが経済的に困窮で4歳になったら急によくなるというわけではないので。学校に行くと変わってくるが。

【教育委員】 私が子育てで感じたのは、子どもを続けて産んでいる人は幼稚園などに通わせても第2子第3子の恩恵がある。私のように上から下まで離れて産んでいると恩恵がない。一番下はまともにかかる。

【保健福祉部】 今は第1子のカウントの仕方がずっと上まできた。昔は第1子も就学前でないとだめであったが、今は国の制度も高校生くらいの範疇まで第1子としてカウントする。

【教育委員】 今就学前という話になったので、この間教育委員会の中でもちらっとお話をさせていただいたのだが、最近教育のいつの段階で投資をしてあげるとその投資効果が出やすいか、要は教育を受けた本人の人生にとってプラスになるかということで考えると、より早い段階で手をかけてあげたほうがその子の人生が豊かになる傾向があるというのが、経済学的な分析で結構出てきているようだ。そう考えるともう少し就学前の教育という部分で何か出来ないか考えてみてもいいのではないか。

【保健福祉部】 その点で言えば、幸いにして認定子ども園が11園になる。この傾向がひとつの副産物をもたらすのは、すべての子どものいる施設そのものに教育の視点が入ってきているということで、子どもの家庭の就労状況に関わらず転園しなくて済む。保育園部にいるか幼稚園部にいるかということで、ひとつの園の幼児教育の方向性の中に入れてるので、その意味では幼児教育という視点ではかなり広がってきていると思う。特に幼稚園から認定子ども園になったところは余計そこを意識して独自の幼児教育をステータスにして園の運営をしようとしている。

【教育委員会】 資料5について。本格的な子ども支援策を検討するために、昨年4月から子ども総合支援本部を立ち上げた。その中で具体的に要支援の児童生徒を把握するため、教育委員会に配置しているスクールソーシャルワーカーの活用、そして家庭生活支援員が福祉部局に配置された。具体的な要支援の児童生徒を掘り起こしていくため、このスクールソーシャルワーカーと家庭生活支援員の混成チームが情報を共有する事案としては、5件ほどあった。本日お示ししているスキームは、今年度の協育エキスパートチームの活動状況等を踏まえ、新たに29年度からの福祉、教育の連携のあり方をより精査した中でのこの絵となっている。具体的

に大きな見直しのポイントとしては、対象世帯が今年度は要保護世帯だったが、新年度からは対象世帯のアプローチ範囲を準要保護世帯及びひとり親世帯に拡大。次に義務教育終了以降の世帯への支援策、それから最後に一番下のところ、定例の連絡会を月1回、これらが大きく見直した部分。福祉部局内及び支援本部会議の中でも協議した中でこのようなチーム編成となっている。

左側の図。福祉部局においては家庭生活支援員3名を配置する。具体的な業務としては家庭生活全般の支援、学習支援ということになっており、2人から1名が増になる。この1名増の人員の中身・内容は現在スクールソーシャルワーカーとして任用されている者を、引き続き学校とのパイプ作りのため継続して任用する予定。右側の図。教育委員会においては引き続き不登校支援、また臨床心理士を配置した相談支援を行う。チーフスクールソーシャルワーカーというのは、協育エキスパートチームのリーダー的な役割を担うものとして想定をしており、月1回の定例連絡会の主催者でもある。社会福祉士であるソーシャルワーカー、それから臨床心理士ということで、それぞれ教育・福祉合計6名でチームを編成している。具体的には、福祉部局のところで説明のあった世帯へのアプローチ、それから義務教育を終了した世帯への部分、ふらっとくらぶへ通級していた生徒が卒業したり、セジュール・まるしえに相談履歴のある要保護世帯、こういった方々を対象に家庭訪問と要支援を開始していきたいと考えている。学習支援としては、ペパンの活用と共に訪問型学習支援。現在家庭生活支援員として配置している支援員は、学校の元校長先生で、この方が基礎学力の補助という位置づけのもと学習支援を行っていく。スクールソーシャルワーカーにおいては学校巡回を通じて要支援の児童生徒や経済的困窮世帯の把握等に努めながら、福祉と教育部局、組織横断でそういった掘り起こしに努めていきたいと考えている。臨床心理士については、実際私どもに寄せられる相談については、精神疾患を抱えている保護者、実際スクールソーシャルワーカーとして対応する相手方ではない精神疾患の方、それから自殺ほのめかし、自殺未遂、こういった人たちに対する緊急時の対応等について、教育支援センターに臨床心理士を配置して心のケアに努めていくというようなスキームでこのエキスパートチームを編成しているところ。相談、適切な指導・助言を行うための相談体制の充実を平成29年度は図った。以上このようなスキームで新年度進めて参りたいと考えている。

【教育委員】 最後の臨床心理士の部分だが、私の聞き間違いかもしれないが、保護者の方が自殺をほのめかしたりということの対応も結構しているという風に聞こえたが。

【教育委員会】 こういったほのめかしについては児童生徒で、保護者の方はいない。ただ保護者自らが精神的な病を患っているケースが多々あるので、児童生徒の相談対応と共に、そういった保護者対応も視野に入れた相談体制の拡充ということで今年度考えたところ。

【市長】 2、3日前の新聞にでていた、不登校に関する記事がとても気になった。教育機会の均等ということで。ここでいう不登校という表現はこれからもこういう表現がいいのか、ふらっとくらぶに行くのも教育機関というか教育プロセスだと認めると、不登校という表現がなくなってくる時代を迎えるのか、国の制度はどこまでいっているのか。市長会からほとんど説明を受けたことがない。

【教育委員会】 不登校という表現を変えるかどうかというところまではわからない。これまでのふらっとくらぶに通えば普通の学校に通ったのと同じ扱いにしている。

【教育長】 いろいろな学びのスタイルを国が考えているということか。

【市長】 市長室開放で相談に来たケースで、教育委員会に行くと必ず言われるのは、学校に戻るためのいろいろな仕組みだということと、今度は学校に行かなくてもいいという仕組みになると、根っこになる教育憲法というか、基本的なところが随分変わってくる。その部分がいつ制度として具体的になるのか。あの新聞を見ると明日にでも起こりそうな感じの記事だったので。

【教育委員会】 記憶が確かであれば、最初の段階ではフリースクールなどに行けば学校に戻ってこなくてもいいというような案がでていたはずだが、確かそれは潰れた。やはり学校には戻ってきてもらいたいというところはあるはず。

【教育委員会】 そのあたりで全く学校を否定するものではないというところで今調整されていると思う。

【教育長】 どうなるか今の段階ではわからない。

【市長】 私も特段情報を得ていない。無理強いをしないということだけは確か。教育の機会は24時間といってしまうと24時間だし多様性といえ

ば多様性だが、学校というものを一体どういう位置づけにするかとなると、何でもいいという風に聞こえてしまえばまたおかしな話。そのところの議論がどこまで深まってきたのかと思って聞いた。大きい日本の教育システムというと、学校がフリースクールと同一視されるのもどうかというところもあるし、そんなのスポーツクラブも同じで、高校が学校でなくてもいいのではないかというのもまたちょっと違うのではないかという気もするし。そこがどの段階でどういう風に法案化し運用がはじまってくるのか。

【教育委員会】 フリースクールについては制度的な裏づけができて、財源的な支援の仕組みができたというところ。

【市長】 去年市長室開放に来た人たちの話は、スクールバスを出すなどの支援をしているのに、私たちには札幌の定期代がでないという問題について。札幌のスクールに行っており、教育をうける権利は子どもたちに絶対あるのになぜバス代を出さないのかという話。学校に通えば出るが、フリースクールに通うのはあなたの勝手だと対応するのか、それもありですよと行って今制度はないが追っていろいろ考えていくという話になるのか。今の流れで行くと、バス代も場合によっては検討の対象に間違いなくなってくる。

【教育委員会】 今までの流れだとバス代はでない。

【市長】 言ってきたのは、スクールバスはでていのにどうしてうちの子はスクールバスに乗れないのかという話。制度も違うし個人の財布にお金を入れるわけにもいかない。実態を聞くとよくわかるが税金が必要かということそれはちょっとと思うところもある。どれだけ寄り添うか、量的なものか質的なものかという問題もある。ただ相対的にはこういう風にして少し意識的に子ども対策というのは、この会議が設定されて横断的に、職員間においても恒常的にこういう会話ができるようになった。

【事務局】 以上で本日の協議を終了する。
なお、本日配布した資料については、公開前のものも含まれており、取り扱いには十分ご配慮いただきたい。

(閉 会)

平成 29 年 3 月 9 日

署名委員

永山 隆繁
